船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準の
主観点数に係る算出基準

（趣旨）

第１条　この基準は、船橋市建設工事入札参加業者の等級別格付について、一層の適正性及び透明性を確保するため、船橋市建設工事入札参加業者資格審査にあわせて行う各業者の経営事項審査以外の項目を審査する主観点数に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　主観点数については、船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準に基づき作成した建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、船橋市内に本店（主たる営業所）のある者を対象とする。

（評価項目及び評価方法）

第３条　主観点数の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　工事成績評定点数

入札参加資格登録年の１月１日現在で、過去２年間に引渡を受けた工事（既に評価の対象となったものを除く。）の工事成績評定点数の平均点を基に業種ごとに評価する。

⑵　ＩＳＯ認証取得状況

ＩＳＯ９０００シリーズ又はＩＳＯ１４００１を認証取得し、かつ本市に届け出ている者について評価する。

事業協同組合については、当該事業協同組合としてＩＳＯの認証取得している場合に評価する。

認証取得は、（公財）日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又はＪＡＢと相互認証している認定機関が行うＩＳＯの認証取得か、国際組織である国際認定機関フォーラム（以下「ＩＡＦ」という。）に参加している各国の認定機関のうち、ＩＡＦ相互承認グループに加入している認定機関が行うＩＳＯの認証取得を対象とする。

⑶　地域貢献度

本市と「災害時の応急措置および資機材の提供に関する協定」又は「災害時の応急措置に関する覚書」を締結している団体に加入している者を評価する。

⑷　優良建設業者及び優秀現場技術者の表彰実績

入札参加資格登録年度の４月１日現在で、過去２年間に本市発注の建設工事に対して市長表彰を受けた者を業種ごとに評価する。

⑸　障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者雇用率制度において、法定雇用率を達成している者又は、同法に基づく障害者雇用納付金制度において、報奨金を受給している者を評価する。

⑹　子育て支援

「次世代育成支援対策推進法」（平成１５年法律第１２０号）に基づき、一般事業主

行動計画を策定し厚生労働大臣へその旨を届け出ている者を評価する。

⑺　協力雇用主の登録

協力雇用主として保護観察所に登録されている者を評価する。

⑻　安全対策

建設業労働災害防止協会に加入している者を評価する。

⑼　女性活躍推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成２７年法律第６４号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し厚生労働大臣へその旨を届け出ている者を評価する。

⑽　労働環境改善

建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者を評価する。

⑾　指名停止措置状況

入札参加資格登録年度の４月１日現在で、過去２年間に指名停止措置を受けた期間の合計が、３か月以上の場合は減点する。

２　対象となる前項各号の評価項目について、別記１によりそれぞれ点数を算出し、加減して得た点数を主観点数とする。

附　則

（施行期日等）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項第１号については、平成１５年４月１日施行の船橋市工事検査規程により検査を行った工事を対象とし、また、同条同項第５号については、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２６年２月７日から施行する。

２　この規程は、平成２５年船橋市公告第１４６号に定めるところにより入札参加資格審査申請をした者より適用し、同日前の公告に定めるところにより入札参加資格審査申請をした者については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別記１

⑴　工事成績評定点数（当該業種ごとに算出、加点）

平均点　　７４．０点以上	＋１００点
７３．０点以上７４．０点未満	＋９０点
７２．０点以上７３．０点未満	＋８０点
７１．０点以上７２．０点未満	＋７０点
７０．０点以上７１．０点未満	＋６０点
６９．０点以上７０．０点未満	＋５０点
６８．０点以上６９．０点未満	＋４０点
６７．０点以上６８．０点未満	＋３０点
６６．０点以上６７．０点未満	＋２０点
６５．０点以上６６．０点未満	＋１０点
６５．０点未満	－２０点

⑵　ＩＳＯ認証取得（全ての登録業種に加点）

ＩＳＯ９０００シリーズ認証取得	＋１０点
ＩＳＯ１４００１認証取得	＋１０点

⑶　地域貢献度（全ての登録業種に加点）　＋２０点

（２以上の団体に加入している場合の複数は加点しない。）

⑷　優良建設業者及び優秀現場技術者の表彰実績（表彰を受けた工事の業種に加点）

優良建設業者表彰　　＋３０点

（同一業種複数表彰は加点しない。）

優秀現場技術者表彰　　＋２０点

（同一現場技術者の同一業種複数表彰は加点しない。）

⑸　障害者雇用（全ての登録業種に加点）

法定雇用率を達成している　　＋１０点

報奨金を受給している　　＋１０点

（法定雇用率の達成、報奨金の受給の複数は加点しない。）

⑹　子育て支援（全ての登録業種に加点）

一般事業主行動計画を策定し届け出ている　　＋１０点

⑺　協力雇用主の登録（全ての登録業種に加点）

協力雇用主として登録されている　　＋１０点

⑻　安全対策（全ての登録業種に加点）
建設業労働災害防止協会に加入している　　＋１０点

⑼　女性活躍推進（全ての登録業種に加点）
一般事業主行動計画を策定し届け出ている　　＋１０点

⑽　労働環境改善（全ての登録業種に加点）
建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている　　＋１０点

⑾　指名停止措置（全ての登録業種で減点）
指名停止期間の合計が３か月以上である　　－３０点
（措置対象ごとの延べ月数で算出し、１か月に満たない日数は合計で３０日を１か月とみなし、端数は切り捨てとする。）